

産業統計部会の審議状況について（報告）

第 26 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 5 月 16 日（月） 13:55～16:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）廣松毅

（委 員）深尾京司、縣公一郎

（専 門 委 員）小針美和、納口るり子、本間正義

（審議協力者）内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概 要

（1）前回部会で出された意見等について

- 一戸一法人と組織法人経営体の区分について、農林水産省から、農林業センサスの概念整理に基づく回答がなされ、了承された。
- 「なたね、そば等生産費調査」（一般統計調査）の組織法人経営体に係る部分を、農業経営統計調査（以下「本調査」という。）に吸収せず、中止することについて、農林水産省から、総人件費改革による農林統計組織の人員削減がなされる一方、政策的な必要性に基づき、個別経営体に係る米、小麦及び大豆生産費の精度向上を図るために大幅な標本の増加が必要とされる状況下で、マンパワーの重点配分が不可避である旨の回答がなされ、了承された。

（2）個別論点の審議について

ア 調査体系の変更について

調査体系の変更のうち、任意組織経営体に関する調査の重点化について審議が行われた結果、次回部会において再度審議することとされた。

主な意見は、以下のとおり。

- 集落営農以外の任意組織経営体の実態把握の在り方について、どのように考えているか。
 - 農業経営統計調査においては、生産過程における共同化・統一がなされた組織を調査対象としている。任意組織経営体における集落営農については集落営農実態調査により生産過程における共同化・統一化に係る実態を把握しているものの、集落営農以外については 2010 年農林業センサスにおいて当該項目を把握していないことから、母集団が把握できない。

もし、集落営農以外について調査を行うとすれば、母集団整備にかかる情報収集から始めなければならなくなる。

- 今後は、任意組織経営体が集落営農化する状況については、把握できないということか。
 - 任意組織経営体のうち、90%超が集落営農であることから、集落営農について、把握することで任意組織経営体の動向は把握できると考える。
- 任意組織経営体に占める集落営農の割合の増加は、政策的に集落営農が推進された結果であるが、農業を営む集落営農以外の様々な組織の動向の把握も引き続き重要である。したがって、集落営農以外の任意組織経営体の動向について、可能であれば、今後も農業経営統計調査において継続して把握することが望ましいと考えるが、それができないのであれば、別の調査により、把握すべきではないか。
 - 次回部会において回答したい。
- 畑面積が当該集落の耕地面積の50%以上を占める集落営農とは、地域的な偏りがあるのではないか。
 - 北海道と九州がそれぞれ130～150集落で大体半分を占め、後は東北と関東に100集落程度である。
- 正しい報告を得るためには、集落営農の定義について明確にしておく必要がある。
- 集落営農以外の任意組織経営体とは、具体的に、どのようなものであるのか。例を挙げて、整理していただきたい。
 - 次回部会において改めて回答したい。

イ 調査事項の扱いについて

調査事項の扱いについて、①現金出納帳の構成について修正の余地はないか、②経営台帳の調査事項について削除する余地はないかについて審議が行われた。①については、部会の議論を踏まえた再修正案を次回部会に再度提示することとされたが、その方向性については適当とされた。また、②については、今回は、削除しないことについて適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

- 「現金出納帳」の修正案のうち、「農外収入」の内訳の一つである「事業以外収入」と、「農外支出」の内訳である「事業以外支出」については、現行の「現金出納帳」と表現を一致させて「事業外収入」及び「事業外支出」とすることが適当ではないか。
 - 御指摘のとおり修正する。
- 農林水産省が提示した「現金出納帳」の修正案のうち、「3 農外収入」及び「4 農外支出」については、本調査の公表の形式にある「農外」という項目と修正案にある「農外」の範囲が一致していない。混乱を与えないように、表現を変える必要があるのではないか。
 - 「農外等収入」及び「農外等支出」に修正する。
- 「現金出納帳」の修正案のうち、「農外収入」の内訳として、「事業収入」、「事業以外収入」のほかに、「年金等給付金（公的）」、「年金等給付金（その他）」、「退職金」及び「上記以外の収入」があるが、本調査の公表の形式と異なっており、分かりにくいのではないか。
 - 公表の形式に合わせ、「年金等給付金（公的）」から「上記以外の収入」までを、「年

金等収入」という一つの内訳の下位分類に修正する。

- 「青色申告を行っているか否か」を調査事項としているが、報告負担を軽減し、効率的に調査を行うためにも、青色申告の内容を活用すべきでないか。

→ 本調査で求めている調査事項には、青色申告をする際の実票ベースの詳細な内容も含まれているなど、青色申告ベースのデータでは足りないものが多い。

現行においても、可能な限り、青色申告を作成するための関係帳簿を活用し、報告者の負担軽減を図っており、今回の見直しにおいて、これら関係帳簿の郵送化や、パソコンデータの活用等のさらなる効率化を検討しているところである。

6 次回予定

次回部会は、平成 23 年 6 月 3 日（金）（16:00 開始予定）に、総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、今回の審議で示された要検討事項及び今回審議されなかった論点について、審議することとされた。

第 27 回産業統計部会結果概要

1 日 時 平成 23 年 6 月 3 日（金） 16:00～17:45

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長）廣松毅

（委 員）深尾京司、縣公一郎

（専 門 委 員）小針美和、西郷浩、納口るり子、本間正義

（審議協力者）内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

（調査実施者）農林水産省大臣官房統計部：前原経営・構造統計課長ほか

（事 務 局）内閣府統計委員会担当室：杉山参事官

総務省政策統括官付統計審査官室：吉田調査官ほか

4 議 題 農業経営統計調査の変更について

5 概 要

（1）前回部会で出された意見等について

- 任意組織経営体に係る調査の重点化を図るために調査対象から除外されることになる集落営農以外の任意組織経営体について引き続きその動向を把握することについては、農林水産省から、①現在、農業経営統計調査（以下「本調査」という。）の調査対象となっている集落営農以外の任意組織経営体には、今後、規模拡大や集落営農を通じた経営展開がほとんど見られず農業経営として注目すべき特徴的な点はあまり見られないこと、②集落営農以外の任意組織経営体に係る母集団情報がなくなっており、限られたマンパワーで母集団情報を整備した上で当該調査を実施することは極めて困難であることが回答され、了承された。
- 集落営農の定義及び集落営農以外の任意組織経営体の例示について、農林水産省から回答がなされ、了承された。
- 調査票の一つである「現金出納帳」の「農外収入」及び「農外支出」の項目区分の再整理について、農林水産省から、前回部会における議論を踏まえた修正案が提示され、了承された。

（2）個別論点の質疑について

ア 調査票の分割について

現行の「経営台帳」は、経営体の区分（個別経営体、組織法人経営体、任意組織経営体）にかかわらず、一冊の帳票にまとめられているが、これを経営体の区分ごとに 3 冊に分割することについては、適当とされた。

イ 調査方法の多様化について

○ 試行調査の結果を踏まえた改善点

農林水産省から、前回の統計委員会答申（平成 21 年）で示された課題に対応するため

に平成 22 年に実施した試行調査の結果、及び当該結果を踏まえて予定されている本調査の改善点について説明がなされ、了承された。

主な意見は、以下のとおり。

- ・ 報告者の負担軽減や報告の利便性に資するために調査方法の多様化が図られているが、調査の方法が多様化するほど、提出される調査票に係る審査負担が大きくなると考えられる。結果精度の確保という観点から、農林水産省は、今後の調査票の審査の在り方について、どのように考えているのか。

→ 本調査においては、従前から、当省職員が報告者のもとに頻繁に出向き、調査票の記入指導や内容確認を行ってきたが、職員の削減により、そういった手厚い対応ができなくなっている。そこで、オンラインや郵送による報告が増えることになれば、今後は、当省職員が報告者への確認事項をあらかじめ整理した上で、報告者のもとに出向くことができるため、訪問回数の減少や訪問時間の短縮も図ることができ、審査業務を効率的に実施することが可能になると考えている。

○ 決算書類等の活用

協力が得られる報告者から、決算書類等を郵送等による提供を受け、農林水産省の職員が調査票に転記をする方法を導入することについては、適当とされた。

○ オンライン化

農林水産省が計画しているオンライン調査の導入については、適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

- ・ 現時点において、パソコンにより調査票を作成している報告者の割合はどのぐらいであるのか。

→ 青色申告を行っている経営体は、5～6割程度である。

→ 確定申告の際に電子申告すれば若干のインセンティブがあると考えられ、そのような形で電子化を進めるのも一つの考え方だと思う。

→ 平成 20 年以降、普及会計ソフトを当省から貸与することにより、本調査の調査項目にあわせて青色申告に係る申告書を作成してもらい、かつ、本調査の調査票の作成も行うことができるような対応を採っている。

- ・ オンラインによる報告促進のため、統計・情報センターや農協などで、調査票記入の講習会を開催することも考えられるが、どのような対応を採ることを考えているのか。

→ 当省職員が報告者に調査依頼や記帳指導に出向く際など機会あるごとに、オンラインによる報告が可能であることについても、周知を図っていきたいと考えている。

○ 郵送調査の促進

郵送調査の促進については、農林水産省から、郵送による報告を促進するための取組を現在も行っており、今後、より一層の郵送報告率の上昇が見込まれる旨等の回答が行われ、了承された。

主な意見は、以下のとおり。

- ・ 特に山間地域では、郵便ポストの数の減少により、報告者が気軽に投函することが困難になっていると聞いており、集荷サービス等も行う特定封筒郵便(レターパック)を利用することは効果が期待できるのではないかと。

- ・ 今後、報告者の報告方法の選択状況については、中長期的にどのような展望を持つ

ているのか。

→ 従事者の平均年齢が 65 歳を超えている農業分野においては、100 パーセント郵送にすることは困難だと考えている。25 パーセント程度の報告者については、現行と同様に、当省職員による回収であり、75 パーセントについては、郵送又はオンラインによる報告を見込んでいる。その中でもオンラインによる報告を増加させたい。

- ・ オンラインの利用率と郵送提出率の推移を分析すれば、今後、どちらを推進していくべきかが見えてくるものと考ええる。

ウ 報告者への還元資料の充実について

農林水産省が計画している、報告者への還元資料の充実への取組については、適当とされた。

主な意見は、以下のとおり。

- ・ 調査への協力度合いの向上のためには、調査に協力することによる報告者への具体的なメリットが求められており、組織法人経営体にあつては、その意識が強い。その意味で、還元資料の充実は、非常に意味のあることと考える。
- ・ 報告者に対して、これほどの手厚い調査結果の還元を行っている統計調査は他にあるのか。
 - あまり例はないと思料する。
 - アメリカの経済センサスにおいては、詳細な還元を行っており、日本においても、このような還元資料が充実することが普及することは望ましい。
 - 調査結果の還元と併せて農政に関する情報も提供することを考えている。

(3) その他

- ・ 震災の対応について、津波による被害を受けた地域の取扱いについては説明を受けたが、茨城県など風評被害に遭っているところについては、どのように配慮するのか。
 - 既に農業経営を行っていない客体については調査の対象外になるが、農業を継続している客体における風評被害の影響は 23 年結果に織り込まれる。
 - しかし、出荷停止などの措置については、県単位で行っている地域と、市町村単位で行っている地域があり、結果数値が読めなくなるのではないか。
 - 出荷停止となった農家が本調査の客体に含まれていれば、その影響が調査結果に織り込まれることとなるが、そもそも本調査は風評被害等に目的を絞った調査設計としていないため、すべての状況をフォローすることはできない。
- ・ 現在は、調査対象からはずさざるを得ない地域についても、今後の復興状況により、対象に復帰していくことになると思うが、復興状況については、別の調査が行われると理解してよいか。
 - 具体化できるかどうか分からないが、統計部内でもどのように対応するか検討中である。

6 次回予定

次回部会は、平成 23 年 7 月 1 日（金）（16:00 開始予定）に、総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室で開催することとされた。

なお、次回の部会では、答申案について、審議することとされた。